

## 別記様式 2 - 3 (第 7 条関係)

東京都知事 殿

### 情報の提供の申出に係る誓約書

標記について、申出文書に記載された利用者及び利用目的の範囲に限り、提供を受けた情報を利用すること、及び利用に際して、特に以下の事項について遵守することを誓約します。また、違反した場合には、民事的・刑事的な責任に問われる可能性があること及び今後のがん登録利用上の処分を受ける可能性があることを理解しています。

- 1 提供を受けた情報については、日本国の法令、東京都がん登録事業実施要綱（平成31年 2 月 5 日、30福保保健第915号）、東京都がん登録情報の提供に関する事務処理要領（平成31年 3 月12日、30福保保健第1172号）、「全国がん登録 情報の提供マニュアル」（平成30年 3 月13日付け健発0313第 2 号厚生労働省健康局長通知別添。）中の「全国がん登録 利用者の安全管理措置」等を遵守して取り扱うこと。
- 2 提供を受けた情報のうち、匿名化された個人に関する情報については、個人の識別を試みないこと。また、理由の如何を問わず、個人が識別された場合には速やかに窓口組織に報告すること。
- 3 申出文書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに窓口組織に変更の申出を行うこと。
- 4 知事又は知事から指示された第三者による監査の通知を受けたときは、適切に対応すること。
- 5 学会抄録、一時的な解析結果など形式を問わず、提供を受けた情報を利用した成果を公表する場合には、公表予定の内容について、公表の 2 週間前までに窓口組織に報告し、確認を受けること。
- 6 公表に当たっては、原則、適切な措置を講じることで、公表される成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにすること。
- 7 公表に当たっては、法令又は都の規定に基づき情報の提供を受け、独自に作成・加工した資料等であることを明記すること。
- 8 申出文書に記載した成果の公表がすべて終了した後、3 か月以内に実績報告書により利用実績を報告すること。
- 9 その他、知事が作成した利用規約の内容を確認し、遵守すること。

日付 年 月 日

署名